

業 務 説 明 資 料

1 業務件名

横浜音祭り 2019 デジタルプロモーション業務委託

2 業務の実施方針

横浜アーツフェスティバル実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が主催する「横浜音祭り」は3年に一度、横浜で開催されるオールジャンルの音楽フェスティバルで、2019年秋頃に第3回目が開催される。

前回「横浜音祭り2016」には、456のプログラムに、延べ623万人が参加した。横浜市内全域が音楽に溢れ、音楽に興味がある・ないに関わらず、多くの人々にとって「音との新たな出会い」のきっかけとなるような、日本最大級の音楽祭となった。

本業務では、横浜市民及び来街者を対象に、音楽フェスティバル「横浜音祭り2019」（【別紙1】「開催概要」参照）への認知・興味・関心を向上させ、券売及び参加の促進につなげることを目的として、デジタル媒体を活用した話題づくり・情報発信等のプロモーションを実施する。

3 履行期間

平成31年4月1日（月）から2019年12月27日（金）まで

4 履行場所

実行委員会が指定する場所

5 業務内容

(1) 計画

「2 業務の実施方針」に沿って、時期・ターゲットに応じた効果的・効率的なデジタルプロモーションの全体計画を作成する。

なお、フェスティバルの詳細については、提案資格確認結果の通知後、提案資格を満たす全ての事業者に送付する「開催内容説明資料」を参照すること。

(2) デジタルプロモーションの実施

ア 実施期間

平成31年4月23日（火）から2019年11月15日（金）まで

イ 実施内容

- ① 有料公演（約5公演を想定）のチケット販売促進につながる SNS 広告
- ② 無料公演への来場促進につながる SNS 広告
- ③ 「横浜音祭り」公式 SNS のうち、Twitter・Facebook のフォロワー数拡大につながる SNS 広告
- ④ ①～③の SNS 広告と併せて実施することにより、より相乗効果を図り大きな話題となるようなデジタルプロモーション

※①については、Twitter 広告を活用したプロモーションを必ず提案内容に含めること。

※提案内容には、リツイート数・インプレッション数・新規フォロワー数等、各 SNS 広告を実施した場合に実現しうる目標値を可能な範囲で記載すること。

ウ その他

- ・公演情報、チケット販売情報、フェスティバル及び主要プログラム等に関する画像・動画については実行委員会が提供する。
- ・広告文は受託者が作成し、配信前に実行委員会の承認を得ることとする。
- ・実行委員会が提供する画像・動画を受託者が改変する場合は、実行委員会との協議により決定する。
- ・「横浜音祭り」公式ウェブサイト及び公式 SNS (Twitter・Facebook・Instagram・YouTube) の運用・更新・投稿等については、基本的に実行委員会が全て実施する。但し、同アカウントを通じての広告出稿等、アカウントの共有が必要な提案がなされた場合には、受託者決定後にその可否について実行委員会が検討する。

(3) 報告

ア 月次報告書

実施したデジタルプロモーションの効果、実績、分析をわかりやすく示した報告書を各プロモーション項目実施後速やかに（目安は毎月 1 回程度を想定）提出すること。

その報告を踏まえて、実施内容について改善が必要な場合は、適宜、実行委員会と協議の上、予算の範囲内で速やかに対応すること。

イ 完了報告書

事業完了後に、実績（広告等は掲載の状況がわかる画像を含む）及び効果、分析、評価、その他実施業務に関する報告書を作成すること。

ウ その他

誤配信やトラブル等、実行委員会への報告が必要と思われる事案が発生した際には、速やかに連絡の上、経過・経緯・対応策等をまとめた報告書を提出すること。

6 成果品について

(1) 提出物

- ア 実施計画書
- イ 月次報告書
- ウ 完了報告書

(2) 提出場所

横浜アーツフェスティバル実行委員会（横浜市文化観光局文化プログラム推進課内）

〒231-0015 横浜市中区尾上町 1 - 8 関内新井ビル 6 階

電話 045-671-3682 / FAX 045-663-1928

7 留意事項

- (1) 本業務の実施に際しては、実行委員会と十分な協議を行いながら進めることとし、本業務説明資料に記載のない事項及び疑義のある場合は、別途協議の上決定するものとする。
- (2) 本業務の検討内容及び進行状況等について、実行委員会が報告等を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、実行委員会が公表している又は実行委員会が認めた情報以外の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ実行委員会の承諾を得なければならない。
- (4) 本業務の実施のために創作した著作物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、写真・イラスト等を含め、全て実行委員会に帰属し、受託者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない。また、実行委員会が二次利用を含めて、これを自由に使用できるものとする。これにより受託者に生じた、いかなる損害についても実行委員会は責任を負わないものとする。

8 その他

本フェスティバルは、平成 31 年度横浜市各会計予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする事業のため、予算の議決がなされないときは、事業として成立しない。

また、平成 31 年度事業計画と予算案が横浜アーツフェスティバル実行委員会において承認されることも停止条件とする事業のため、承認がなされないときは、事業として成立しない。

【業務説明資料・別紙1】

横浜音祭り2019 開催概要

横浜市は、「文化芸術創造都市」として、現代アートの国際展「横浜トリエンナーレ」、ダンスフェスティバル「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA」、音楽フェスティバル「横浜音祭り」といった横浜らしい特色のある芸術フェスティバルを毎年順番に開催し、街に賑わいを創出している。

2019年は、ラグビーワールドカップ2019™及び東京2020オリンピック・パラリンピックを視野に入れ、3回目となる音楽フェスティバル「横浜音祭り2019（仮称）※」を開催予定である。

※平成31年度予算が横浜市会において議決された後、フェスティバル名が確定する。提案にあたっては、「横浜音祭り2019」を使用すること。

本音楽フェスティバルの開催概要は以下のとおり。

(1) 名 称

横浜音祭り2019

（読み方：ヨコハマオトマツリ ニセンジュウキュウ）

(2) 実施期間

平成31（2019）年9月15日（日）から11月15日（金）（予定）※

※4月下旬情報解禁（予定）。

(3) 会 場

横浜市内全域

(4) ジャンル

クラシック、ジャズ、ポップス、日本伝統音楽などオールジャンル

(5) 主な特徴

ア. 横浜“発”、横浜“初”。オリジナルコンテンツを世界に発信

トップアーティストによる新たなチャレンジ、異なる音楽ジャンルのコラボレーションや、アートや映画など音楽以外の分野との組み合わせなど、創造的なコンテンツを横浜から発信します。

イ. 舞台は横浜の「街」そのもの。街じゅうが音楽空間

好きな音楽を、好きな場所で。音楽ホールでの公演だけでなく、横浜の景観を活かしたオープンスペースでのコンサートや市民の皆さんに身近な施設でのプログラムを実施します。

ウ. あらゆる人に音楽の楽しみを。クリエイティブ・インクルージョン

音楽のジャンルはもちろん、国籍、ジェンダー、世代や障害の有無を超えて、さまざまな方が参加でき、楽しめるフェスティバルを展開します。

エ. 音楽との出会いが、子どもたちを待っている。クリエイティブ・チルドレン

学校へのお出張コンサートや、普段なかなか接する機会のないプロアーティストに直接技術を学ぶワークショップなどを実施し、横浜の未来を担う子どもたちの豊かな創造性や感受性を育みます。

※参考1：開幕前の各種スケジュール（予定）について

平成31年4月23日（火） 開催概要発表記者会見

5月1日（水） チケット市民先行発売開始

6月1日（土） チケット一般発売開始

※参考2：横浜音祭り2016実績

開催期間 2016年9月22日（木・祝）～11月27日（日）＜67日間＞

会場 横浜市内全域

プログラム数 456プログラム（うち主催65、共催109、パートナー282）

総来場者数 約623万人

URL <https://yokooto.jp/>

事業報告書 https://yokooto.jp/2016report_ebook/